

第58回日本小児保健協会学術集会 ミニシンポジウム2

小児救急の初期対応能力の向上をめざした家族への支援

傷害予防行動の育成

—傷害予防につながる法制化活動—

山中 龍 宏 (産業技術総合研究所デジタルヒューマン工学研究センター)
(傷害予防工学研究チーム/緑園こどもクリニック)

I. はじめに

子どもの傷害は多発している。小児の健康問題として「傷害」は重要な課題であり、傷害予防の取り組みが不可欠である。傷害予防は、実際に取り組み、その効果を証明することが必須である。われわれはこれまで、Engineering (製品・環境改善) と Education (教育) に関して取り組んできたが、Enforcement (法制化) に取り組んだ事例はなかった。今回、法制化に成功した事例を経験し、法制化のためにはどのようなアプローチが必要かについて考察した。

II. 活動の経緯

東京都は「商品等安全対策協議会」を設置して、毎年、1つの課題を選定して検討している。2009年度はライターの問題が取り上げられ、喫煙具協会理事や筆者も特別委員として参加した。

ライターを使った子どもの火遊びによる火災は多発しており、死傷者も多い。海外では、子どもが点火しにくいチャイルドレジスタンス・ライターを使用することが法制化されている。2009年7月末から4回の委員会が開かれた。最初に論点が整理され、1) 対象とする子どもの年齢、2) 規制の実施方法として、法に基づく規制か、業界の自主規制か、3) ライターの範囲をどうするか、4) 実施に当たって製品の試験方法をどうするか、などが検討された。最終的に報告書が作成され、関係部署、メディア、都民に配布された。

この報告を受け、経済産業大臣から消費経済審議会会長あてに諮問がなされ、製品安全部に審議が付託

され、子どもに対するライターの安全性確保のための技術的方策等を検討するワーキンググループが設置された。2010年2月から5月まで6回の会議が開かれた。この会議には、ライターのメーカー、販売会社、消費者団体、東京消防庁、学識経験者、安全関連の団体などが参加し、筆者も委員として出席した。最終的に報告書が作成され、製品安全部に提出された。これを受けて2010年12月27日から消費生活用製品安全法施行令の一部改正政令が施行され、2011年9月27日以降、チャイルドレジスタンス機能を施すなどの技術基準に適合し、PSCマーク表示のあるライターに限り販売が認められることとなった。

III. 考 察

行政が開催する委員会では、委員会が開催されるまでに獲得目標がほぼ設定され、それに合わせて委員が選定され、あらゆる資料が集められ、議論が出尽くしたところで報告書が作成される。今回は、海外の状況が大きな拠り所となり、迅速に法制化にいたることができた。

これまでの経験から、成功した傷害予防の取り組みをまとめてみると、安全知識創造型と安全知識調整型に分類できるのではないかと考えた。前者は、問題点を把握して実態を解明し、具体的に予防策を検討することであり、研究的な要素が強い。一方、後者は、行政が主導する取り組みとなる。取り組もうとする課題について、この分類を適用すると取り組みやすいのではないかと考えた。